

令和 8 年度岩手県一般会計予算

令和 8 年度岩手県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 774, 233, 557 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100, 000, 000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 135,788,000
	1 県 民 税	45,796,000
	2 事 業 税	32,925,000
	3 地 方 消 費 税	29,916,000
	4 不 動 産 取 得 税	2,437,000
	5 県 た ば こ 税	1,480,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	249,000
	7 軽 油 引 取 税	6,575,000
	8 自 動 車 税	16,290,000
	9 鉦 区 税	15,000
	10 狩 猟 税	13,000
	11 産 業 廃 棄 物 税	69,000
12 旧 法 に よ る 税	23,000	
2 地 方 消 費 税 清 算 金		73,409,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	73,409,000
3 地 方 譲 与 税		30,741,000

	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	27,620,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,604,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	92,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	202,000
	5 森 林 環 境 譲 与 税	191,000
	6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	32,000
4 地 方 特 例 交 付 金		8,233,908
	1 地 方 特 例 交 付 金	8,233,908
5 地 方 交 付 税		227,752,254
	1 地 方 交 付 税	227,752,254
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		279,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	279,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		1,682,659
	1 分 担 金	328,503
	2 負 担 金	1,354,156
8 使 用 料 及 び 手 数 料		7,098,229
	1 使 用 料	5,214,918
	2 手 数 料	1,883,311
9 国 庫 支 出 金		107,342,392

	1 国 庫 負 担 金	48,218,870
	2 国 庫 補 助 金	57,921,452
	3 委 託 金	1,202,070
10 財 産 収 入		1,231,610
	1 財 産 運 用 収 入	533,159
	2 財 産 売 払 収 入	698,451
11 寄 附 金		676,473
	1 寄 附 金	676,473
12 繰 入 金		22,427,086
	1 特 別 会 計 繰 入 金	863,460
	2 基 金 繰 入 金	21,563,626
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		108,749,278
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料 等	113,965
	2 預 金 利 子	331,858
	3 公 営 企 業 貸 付 金 元 利 収 入	16,003,160
	4 貸 付 金 元 利 収 入	84,621,231
	5 受 託 事 業 収 入	1,514,037

	6 収 益 事 業 収 入	2,859,388
	7 雑 入	3,305,639
15 県 債		48,822,667
	1 県 債	48,822,667
歳 入	合 計	774,233,557

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,397,838
	1 議 会 費	1,397,838
2 総 務 費		29,893,683
	1 総 務 管 理 費	11,151,183
	2 企 画 費	1,416,198
	3 徴 税 費	5,150,113
	4 地 域 振 興 費	6,581,399
	5 選 挙 費	55,027
	6 復 興 防 災 費	1,819,975
	7 統 計 調 査 費	433,413
	8 文 化 ス ポ ー ツ 費	2,886,011
	9 人 事 委 員 会 費	173,103
10 監 査 委 員 費	227,261	
3 民 生 費		99,909,216
	1 社 会 福 祉 費	70,939,754
	2 県 民 生 活 費	1,940,437
	3 児 童 福 祉 費	23,548,755

	4 生 活 保 護 費	2,704,323
	5 災 害 救 助 費	775,947
4 衛 生 費		23,854,745
	1 公 衆 衛 生 費	4,262,382
	2 環 境 衛 生 費	9,835,521
	3 保 健 所 費	1,354,811
	4 医 藥 費	8,402,031
5 勞 働 費		2,750,962
	1 勞 政 費	620,980
	2 職 業 訓 練 費	1,998,008
	3 勞 働 委 員 会 費	131,974
6 農 林 水 産 業 費		57,688,711
	1 農 業 費	17,139,326
	2 畜 産 業 費	3,003,139
	3 農 地 費	16,289,229
	4 林 業 費	14,708,154
	5 水 産 業 費	6,548,863
7 商 工 費		91,159,311
	1 商 工 業 費	89,453,931

	2 観 光 費	1,705,380
8 土 木 費		62,606,957
	1 土 木 管 理 費	5,022,574
	2 道 路 橋 り よ う 費	38,967,777
	3 河 川 海 岸 費	12,624,952
	4 港 湾 費	1,551,535
	5 都 市 計 画 費	2,090,107
	6 住 宅 費	2,350,012
9 警 察 費		31,581,652
	1 警 察 管 理 費	28,564,790
	2 警 察 活 動 費	3,016,862
10 教 育 費		150,115,173
	1 教 育 総 務 費	22,510,159
	2 小 学 校 費	37,582,377
	3 中 学 校 費	23,947,274
	4 高 等 学 校 費	33,487,564
	5 特 別 支 援 学 校 費	12,916,467
	6 社 会 教 育 費	3,640,954
	7 保 健 体 育 費	3,440,979

	8 大 学 費	4,630,918
	9 私 立 学 校 費	7,958,481
11 災 害 復 旧 費		17,873,007
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,636,031
	2 商 工 勞 働 観 光 施 設 災 害 復 旧 費	4,534
	3 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	16,202,442
	4 教 育 施 設 災 害 復 旧 費	30,000
12 公 債 費		95,522,622
	1 公 債 費	95,522,622
13 諸 支 出 金		109,579,680
	1 公 営 企 業 貸 付 金	15,000,000
	2 公 営 企 業 負 担 金	23,496,381
	3 地 方 消 費 税 清 算 金	29,196,245
	4 利 子 割 交 付 金	370,477
	5 配 当 割 交 付 金	694,629
	6 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	892,470
	7 法 人 事 業 税 交 付 金	2,381,612
	8 地 方 消 費 税 交 付 金	36,849,050
	9 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	174,586

	10 自動車取得税交付金	120
	11 環境性能割交付金	524,110
14 予備費		300,000
	1 予備費	300,000
歳出	合計	774,233,557

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
1 地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（グリーンボンド）	令和8年度から令和18年度まで	令和8年度の共同発行市場公募地方債（グリーンボンド）に係る債務負担総額125,000,000千円から、本県負担額1,000,000千円を控除して得た額及びその約定利息に相当する額
2 県庁舎再整備事業	令和8年度から令和9年度まで	25,000千円
3 指定管理者による総合防災センター管理運営業務	令和8年度から令和12年度まで	84,000千円
4 スポーツ施設設備整備	令和8年度から令和10年度まで	2,231,000千円
5 福祉・消費生活関連相談拠点施設（仮称）整備事業（県民生活総務）	令和8年度から令和9年度まで	12,000千円
6 福祉・消費生活関連相談拠点施設（仮称）整備事業（社会福祉総務）	令和8年度から令和9年度まで	84,000千円
7 岩手県信用保証協会が行う中小企業再生支援に係る融資についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	令和8年度から令和25年度まで	損失補償総額100,000千円を限度とし、日本政策金融公庫の無担保保険を付した場合にあっては元本の10パーセント以内、普通保険を付した場合にあっては元本の15パーセント以内に相当する額以内
8 岩手県信用保証協会が行う中小企業成長応援資金についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	令和8年度から令和20年度まで	損失補償総額8,000千円を限度とし、日本政策金融公庫の無担保保険を付した場合にあっては元本の10パーセント以内、普通保険を付した場合にあっては元本の15パーセント以内に相当する額以内
9 岩手県信用保証協会が行う中小企業東日本大震災復興資金についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	令和8年度から令和25年度まで	損失補償総額7,500千円を限度とし、日本政策金融公庫の無担保保険を付した場合にあっては、元本の4パーセント以内に相当する額以内
10 若者・女性創業支援資金の融通に伴う保証料補給	令和8年度から令和9年度まで	融資総額1,000,000千円を限度とし、個人の場合にあっては年0.45パーセント以内、法人の場合にあっては年0.65パーセント以内の割合で計算した額

11	いわて事業承継促進資金の融通に伴う保証料補給	令和8年度から令和9年度まで	融資総額500,000千円を限度とし、年0.65パーセント以内の割合で計算した額
12	離職者等再就職訓練事業	令和8年度から令和10年度まで	108,718千円
13	公益社団法人全国農地保有合理化協会が公益社団法人岩手県農業公社に融資した資金について元利金の償還がない場合の不足額の損失補償	令和8年度から令和18年度まで	融資総額177,650千円を限度とし、元本及びその約定利息（遅延利息を含む。）に相当する額以内
14	農業近代化資金の融通に伴う利子補給	令和8年度から令和28年度まで	融資総額4,042,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額
15	中山間地域活性化資金の融通に伴う利子補給	令和8年度から令和33年度まで	融資総額10,000千円を限度とし、年1.7パーセント以内の割合で計算した額
16	農業経営負担軽減支援資金の融通に伴う利子補給	令和8年度から令和26年度まで	融資総額400,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額
17	土地改良負担金償還平準化事業による資金の融通に伴う利子補給補助	令和8年度から令和19年度まで	融資総額11,170千円を限度とし、年1.625パーセント以内の割合で計算した額
18	漁業近代化資金の融通に伴う利子補給	令和8年度から令和31年度まで	融資総額1,100,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額
19	漁業経営維持安定資金の融通に伴う利子補給	令和8年度から令和26年度まで	融資総額260,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額
20	農業大学校管理運営	令和8年度から令和9年度まで	23,000千円
21	農業大学校施設整備事業	令和8年度から令和9年度まで	78,000千円
22	畜産研究所管理運営	令和8年度から令和9年度まで	46,000千円
23	経営体育成基盤整備事業	令和8年度から令和9年度まで	3,561,000千円
24	中山間地域総合整備事業	令和8年度から令和9年度まで	120,000千円

25	基幹水利施設ストックマネジメント事業	令和8年度から令和9年度まで	226,000千円
26	農村地域防災減災事業	令和8年度から令和11年度まで	808,000千円
27	農村災害対策整備事業	令和8年度から令和9年度まで	240,000千円
28	国営土地改良事業費負担金	令和8年度から令和22年度まで	826,000千円
29	空港管理運営	令和8年度から令和9年度まで	60,000千円
30	道路環境改善事業	令和8年度から令和10年度まで	8,259,000千円
31	除雪	令和8年度から令和9年度まで	30,000千円
32	道路災害防除事業	令和8年度から令和9年度まで	74,000千円
33	道路維持修繕	令和8年度から令和9年度まで	30,000千円
34	地域連携道路整備事業	令和8年度から令和10年度まで	2,614,000千円
35	河川整備基本方針策定	令和8年度から令和9年度まで	110,000千円
36	河川海岸等維持修繕	令和8年度から令和9年度まで	1,000千円
37	基幹河川改修事業	令和8年度から令和10年度まで	2,250,000千円
38	総合流域防災事業（河川）	令和8年度から令和9年度まで	753,000千円
39	治水施設整備事業	令和8年度から令和10年度まで	430,000千円
40	砂防事業	令和8年度から令和10年度まで	1,138,000千円
41	火山砂防事業	令和8年度から令和9年度まで	80,000千円
42	砂防設備修繕	令和8年度から令和10年度まで	421,000千円
43	都市防災総合推進事業	令和8年度から令和9年度まで	44,000千円

44	広域公園整備事業	令和8年度から令和9年度まで	100,000千円
45	都市計画道路整備事業	令和8年度から令和9年度まで	120,000千円
46	公営住宅建設事業	令和8年度から令和9年度まで	261,000千円
47	河川等災害復旧事業	令和8年度から令和9年度まで	684,000千円
48	車両購入	令和8年度から令和9年度まで	15,000千円
49	運転免許試験場等運営	令和8年度から令和9年度まで	40,000千円
50	指定管理者による県南青少年の家管理運営業務	令和8年度から令和10年度まで	94,000千円
51	指定管理者による陸中海岸青少年の家管理運営業務	令和8年度から令和10年度まで	96,000千円
52	指定管理者による県北青少年の家管理運営業務	令和8年度から令和10年度まで	174,000千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
厚生福利	千円 66,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。
地区合同庁舎管理	66,000	同上	同上	同上
職員公舎管理	6,000	同上	同上	同上
通信施設管理	6,000	同上	同上	同上
地域振興総務管理	2,000	同上	同上	同上
市町村行政デジタル化支援	1,000	同上	同上	同上
三陸鉄道安全輸送設備等整備	75,000	同上	同上	同上
災害情報システム整備	225,000	同上	同上	同上
県民会館施設整備	219,000	同上	同上	同上
公会堂施設整備	14,000	同上	同上	同上
第81回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会開催準備	23,000	同上	同上	同上
スポーツ施設設備整備	307,000	同上	同上	同上
福祉・消費生活関連相談拠点施設（仮称）整備事業（社会福祉総務）	2,954,000	同上	同上	同上
障害者支援施設等整備	309,000	同上	同上	同上
老人福祉施設整備	389,000	同上	同上	同上
地域介護・福祉空間整備等施設整備	32,000	同上	同上	同上

中山の園整備事業	千円 310,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。
福祉・消費生活関連相談拠点施設（仮称）整備事業（県民生活総務）	347,000	同	上	同
いわて県民情報交流センター設備	285,000	同	上	同
児童相談所管理	2,000	同	上	同
児童福祉施設等整備	67,000	同	上	同
杜陵学園管理	7,000	同	上	同
療育センター管理	19,000	同	上	同
災害援護資金貸付金	8,667	同	上	同
被災者生活再建支援基金負担金	452,000	同	上	同
動物愛護管理センター整備事業	20,000	同	上	同
産業廃棄物処理施設整備事業促進	883,000	同	上	同
一般財団法人クリーンいわて事業団施設整備資金貸付金	3,000,000	同	上	同
環境保全	10,000	同	上	同
国定公園等施設整備事業	39,000	同	上	同
自然公園施設整備事業	20,000	同	上	同
環境保健研究センター管理	22,000	同	上	同
保健所管理	1,000	同	上	同

いわてリハビリテーションセンター設備整備	44,000	同	上	同	上	同	上
認定職業訓練	48,000	同	上	同	上	同	上
公共職業能力開発	2,000	同	上	同	上	同	上
公共職業能力開発校施設設備整備	27,000	同	上	同	上	同	上
生物工学研究所管理	125,000	同	上	同	上	同	上
強い農業づくり交付金	126,000	同	上	同	上	同	上
農業研究センター管理	17,000	同	上	同	上	同	上
農業大学校施設整備事業	12,000	同	上	同	上	同	上
土地改良事業	2,623,000	同	上	同	上	同	上
農地防災事業	604,000	同	上	同	上	同	上
林道事業	803,000	同	上	同	上	同	上
治山事業	987,000	同	上	同	上	同	上
水産技術センター管理	53,000	同	上	同	上	同	上
漁港漁場整備事業	1,081,000	同	上	同	上	同	上
地方独立行政法人岩手県工業技術センター施設整備	3,000	同	上	同	上	同	上
地域づくり緊急改善事業	14,000	同	上	同	上	同	上
空港整備事業	284,000	同	上	同	上	同	上
道路橋りょう維持事業	9,354,000	同	上	同	上	同	上
道路橋りょう新設改良事業	6,929,000	同	上	同	上	同	上

河川改良事業	千円 4,213,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。
砂防事業	1,542,000	同	上	同
海岸保全事業	239,000	同	上	同
水防警報施設整備事業	76,000	同	上	同
河川総合開発事業	261,000	同	上	同
港湾建設事業	579,000	同	上	同
広域公園整備事業	101,000	同	上	同
街路事業	401,000	同	上	同
公営住宅建設事業	552,000	同	上	同
警察施設整備事業	1,103,000	同	上	同
交通安全施設整備	898,000	同	上	同
教育委員会事務局管理	1,000	同	上	同
いわて教育情報ネットワーク運営	445,000	同	上	同
県立学校入学者選抜WEB出願システム整備	39,000	同	上	同
総合教育センター施設設備整備	94,000	同	上	同
高等学校校舎等建設事業	2,526,000	同	上	同
特別支援学校整備事業	274,000	同	上	同

生涯学習推進センター施設整備	10,000	同	上	同	上	同	上
野外活動センター施設整備	3,000	同	上	同	上	同	上
公立大学法人岩手県立大学施設等整備	472,000	同	上	同	上	同	上
農地等災害復旧事業	24,000	同	上	同	上	同	上
海岸保全施設災害復旧事業	11,000	同	上	同	上	同	上
林道災害復旧事業	5,000	同	上	同	上	同	上
治山災害復旧事業	31,000	同	上	同	上	同	上
漁業用施設災害復旧事業	3,000	同	上	同	上	同	上
漁港災害復旧事業	227,000	同	上	同	上	同	上
河川等災害復旧事業	1,336,000	同	上	同	上	同	上
港湾災害復旧事業	25,000	同	上	同	上	同	上
学校施設災害復旧事業	9,000	同	上	同	上	同	上
計	48,822,667						

令和 8 年度岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和 8 年度岩手県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 220,606 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰入金		千円 24,937
	1 一般会計繰入金	24,937
2 繰越金		35,535
	1 繰越金	35,535
3 諸収入		160,134
	1 貸付金元利収入	155,715
	2 預金利子	1
	3 雑入	4,418
歳入合計		220,606

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		千円 220,606
	1 貸 付 費	191,253
	2 貸 付 事 務 費	29,353
歳 出	合 計	220,606

令和8年度岩手県県有林事業特別会計予算

令和8年度岩手県の県有林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,176,632千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円 82,466
	1 国 庫 補 助 金	82,466
2 財 産 収 入		405
	1 財 産 収 入	405
3 繰 入 金		3,658,934
	1 繰 入 金	3,658,934
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		434,826
	1 諸 収 入	434,826
歳 入 合 計		4,176,632

歳 出

款	項	金 額
1 県 有 林 事 業 費		千円 4,168,632
	1 県 有 林 事 業 費	4,168,632
2 災 害 復 旧 費		8,000
	1 県 有 林 施 設 災 害 復 旧 費	8,000
歳 出 合 計		4,176,632

令和8年度岩手県林業・木材産業資金特別会計予算

令和8年度岩手県の林業・木材産業資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ935,799千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 541
	1 一 般 会 計 繰 入 金	541
2 繰 越 金		191,333
	1 繰 越 金	191,333
3 諸 収 入		743,925
	1 貸 付 金 元 利 収 入	521,851
	2 雑 入	222,074
歳 入 合 計		935,799

歳 出

款	項	金 額
1 林業・木材産業改善資金貸付費		千円 269,799
	1 貸 付 費	269,183
	2 業 務 費	616
2 木材産業等高度化推進資金貸付費		666,000
	1 貸 付 費	666,000
歳 出	合 計	935,799

令和8年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和8年度岩手県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,001,453千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 162
	1 一 般 会 計 繰 入 金	162
2 繰 越 金		1,001,289
	1 繰 越 金	1,001,289
3 諸 収 入		2
	1 雑 入	2
歳 入 合 計		1,001,453

歳 出

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 費		千円 1,001,453
	1 貸 付 費	1,001,288
	2 業 務 費	165
歳 出 合 計		1,001,453

令和 8 年度岩手県中小企業振興資金特別会計予算

令和 8 年度岩手県の中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,052,875 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 24,563
	1 一 般 会 計 繰 入 金	24,563
2 繰 越 金		129
	1 繰 越 金	129
3 諸 収 入		930,935
	1 貸 付 金 元 利 収 入	930,751
	2 預 金 利 子	169
	3 雑 入	15
4 県 債		97,248
	1 県 債	97,248
歳 入	合 計	1,052,875

歳 出

款	項	金 額
1 小規模企業者等設備導入資金貸付費		千円 1,052,875
	1 貸 付 費	1,040,600
	2 貸 付 事 務 費	12,275
歳 出	合 計	1,052,875

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	千円 97,248	独立行政法人中小企業基盤整備機構法の定めるところによる。	年1.20%以内	独立行政法人中小企業基盤整備機構法の定めるところによる。

令和8年度岩手県土地先行取得事業特別会計予算

令和8年度岩手県の土地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,737千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 1,736
	1 財 産 運 用 収 入	1,736
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		1,737

歳 出

款	項	金 額
1 管 理 事 務 費		千円 1,737
	1 管 理 事 務 費	1,737
歳 出 合 計		1,737

令和8年度岩手県公債管理特別会計予算

令和8年度岩手県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ174,455,836千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 322,311
	1 財 産 運 用 収 入	322,311
2 繰 入 金		96,386,900
	1 一 般 会 計 繰 入 金	95,386,900
	2 基 金 繰 入 金	1,000,000
3 県 債		77,746,625
	1 県 債	77,746,625
歳 入 合 計		174,455,836

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円 174,455,836
	1 公 債 費	174,455,836
歳 出 合 計		174,455,836

令和8年度岩手県証紙収入整理特別会計予算

令和8年度岩手県の証紙収入整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,149,232千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		千円 2,149,231
	1 証 紙 収 入	2,149,231
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		2,149,232

歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		千円 2,149,232
	1 一 般 会 計 繰 出 金	2,149,232
歳 出 合 計		2,149,232

令和 8 年度岩手県国民健康保険特別会計予算

令和 8 年度岩手県の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 109,323,548 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 27,669,443
	1 負 担 金	27,669,443
2 国 庫 支 出 金		31,569,592
	1 国 庫 負 担 金	19,290,896
	2 国 庫 補 助 金	12,278,696
3 前 期 高 齢 者 交 付 金		43,715,293
	1 前 期 高 齢 者 交 付 金	43,715,293
4 共 同 事 業 交 付 金		311,812
	1 共 同 事 業 交 付 金	311,812
5 財 産 収 入		79
	1 財 産 運 用 収 入	79
6 繰 入 金		6,043,896
	1 一 般 会 計 繰 入 金	6,043,896
7 繰 越 金		3
	1 繰 越 金	3
8 諸 収 入		13,430

	1 貸 付 金 元 利 収 入	13,389
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	40
歳 入	合 計	109,323,548

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 33,781
	1 総 務 管 理 費	33,330
	2 運 営 協 議 会 費	451
2 国 民 健 康 保 険 事 業 費		109,148,946
	1 国 民 健 康 保 険 事 業 費	109,148,946
3 保 健 事 業 費		125,280
	1 保 健 事 業 費	125,280
4 基 金 積 立 金		13,469
	1 基 金 積 立 金	13,469
5 諸 支 出 金		5
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5
6 繰 出 金		2,067
	1 繰 出 金	2,067
歳 出 合 計		109,323,548

令和 8 年度岩手県港湾整備事業特別会計予算

令和 8 年度岩手県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 782,683 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		千円 250,056
	1 使 用 料	250,056
2 財 産 収 入		1
	1 財 産 売 払 収 入	1
3 繰 入 金		428,624
	1 一 般 会 計 繰 入 金	428,624
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
6 県 債		104,000
	1 県 債	104,000
歳 入	合 計	782,683

歳 出

款	項	金 額
1 事 業 費		千円 177,896
	1 港 湾 施 設 整 備 費	177,896
2 公 債 費		604,787
	1 公 債 費	604,787
歳 出 合 計		782,683

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設整備事業	千円 104,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

令和8年度岩手県立病院等事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度岩手県立病院等事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	事 項	業 務 の 予 定 量	
1 収益的収入及び支出	1 病 床 数	4,304 床	
	2 年 間 延 患 者 数		
	(1) 入 院 患 者 数	1,137,000 人	
	(2) 外 来 患 者 数	1,593,000 人	
	3 一 日 平 均 患 者 数		
	(1) 入 院 患 者 数	3,118 人	
2 資本的収入及び支出	(2) 外 来 患 者 数	6,614 人	
	1 病 院 建 築 工 事		
	(1) 釜石病院新築工事	基本設計	47,227 千円
	(2) 二戸病院冷房設備改修工事	冷房設備改修	460,056 千円
	(3) 一戸病院冷房設備改修工事	冷房設備改修	178,001 千円
	(4) 胆沢病院冷房設備改修工事	冷房設備改修	193,944 千円
	(5) 中部病院サイバーナイフ棟整備工事	サイバーナイフ棟の整備	510,399 千円
2 医 療 器 械	線形加速器システム等の購入	3,707,813 千円	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	病院事業収益	121,503,936千円
第1項	医療収益	103,024,481千円
第2項	医療外収益	18,479,455千円
支 出		
第1款	病院事業費用	124,779,685千円
第1項	医療費用	122,575,976千円
第2項	医療外費用	2,103,709千円
第3項	予備費	100,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,849,968千円は、過年度分損益勘定留保資金6,849,968千円で補填するものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	14,003,417千円
第1項	企業債	7,604,000千円
第2項	負担金	5,985,913千円
第3項	補助金	413,504千円
支 出		
第1款	資本的支出	20,853,385千円
第1項	建設改良費	8,082,858千円
第2項	企業債償還金	11,256,927千円
第3項	他会計からの長期借入金 償還金	1,000,000千円
第4項	投資	513,600千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)	(期 間)	(限 度 額)
釜石病院新築工事	令和8年度から令和9年度まで	47,000千円
一戸病院冷房設備改修工事	令和8年度から令和9年度まで	262,000千円
一戸病院昇降機設備改修工事	令和8年度から令和9年度まで	304,000千円
胆沢病院冷房設備改修工事	令和8年度から令和10年度まで	759,000千円
附帯設備改修工事	令和8年度から令和10年度まで	323,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院建築及び医療器械整備	千円 7,604,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、19,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	65,546,154千円
(2) 交際費	1,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、31,247,893千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	(種 類)	(名 称)	(数 量)
取得する資産	医 療 器 械	線形加速器システム	1台
	同 上	超電導磁石式全身用MR装置	1台
	同 上	診療情報統合システム	1台
	同 上	重症病棟支援システム	1台
	同 上	注射薬自動払出システム	1台
	同 上	臨床検査情報システム	1台
	ソ フ ト ウ ェ ア	電子カルテシステム	2式

令和8年度岩手県電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度岩手県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

年間販売目標電力量

岩 洞 発 電 所	102,354,000 キロワットアワー
仙 人 発 電 所	128,375,000 キロワットアワー
四 十 四 田 発 電 所	36,309,000 キロワットアワー
御 所 発 電 所	32,045,000 キロワットアワー
滝 発 電 所	2,589,000 キロワットアワー
北 ノ 又 発 電 所	36,785,000 キロワットアワー
入 畑 発 電 所	9,095,000 キロワットアワー
松 川 発 電 所	19,403,000 キロワットアワー
早 池 峰 発 電 所	4,217,000 キロワットアワー
稲 庭 高 原 風 力 発 電 所	5,661,000 キロワットアワー
柏 台 発 電 所	5,311,000 キロワットアワー
胆 沢 第 三 発 電 所	6,376,000 キロワットアワー
相 去 太 陽 光 発 電 所	1,480,000 キロワットアワー
高 森 高 原 風 力 発 電 所	52,166,000 キロワットアワー
築 川 発 電 所	10,470,000 キロワットアワー
計	452,636,000 キロワットアワー

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 電 気 事 業 収 益	9,784,069 千円
第1項 営 業 収 益	7,599,824 千円
第2項 附 帯 事 業 収 益	1,426,885 千円
第3項 財 務 収 益	171,218 千円
第4項 事 業 外 収 益	586,142 千円
支 出	
第1款 電 気 事 業 費 用	8,663,445 千円
第1項 営 業 費 用	7,555,171 千円
第2項 附 帯 事 業 費 用	1,099,313 千円
第3項 財 務 費 用	3,886 千円
第4項 事 業 外 費 用	75 千円
第5項 予 備 費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額（資金運用に係る投資 806,280 千円を除く。）に対し不足する額 10,526,491 千円は、過年度分損益勘定留保資金 7,339,660 千円、減債積立金 370,653 千円、建設改良積立金 1,247,730 千円、環境保全・クリーンエネルギー導入促進積立金 30,000 千円、震災復興・ふるさと振興パワー積立金 680,000 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 858,448 千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	20,600 千円
第1項 負 担 金	20,600 千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	11,353,371 千円

第1項	改良費	9,461,438千円
第2項	企業債償還金	370,653千円
第3項	投資	806,280千円
第4項	繰出金	710,000千円
第5項	予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事項)	(期間)	(限度額)
岩洞第一発電所大川取水堰堤排砂門制御盤他更新工事	令和8年度から令和9年度まで	70,000千円
仙人発電所保守支援装置導入工事	令和8年度から令和9年度まで	111,000千円
仙人発電所所内操作盤改修工事	令和8年度から令和9年度まで	11,000千円
仙人発電所遠方監視制御装置情報中継盤設置工事	令和8年度から令和9年度まで	30,000千円
仙人発電所屋外開閉装置更新工事	令和8年度から令和13年度まで	574,000千円
四十四田発電所屋外変電設備補修工事	令和8年度から令和9年度まで	6,000千円
北ノ又発電所ロータリー除雪車購入	令和8年度から令和9年度まで	76,000千円
施設総合管理所補修他工事	令和8年度から令和9年度まで	243,000千円
北ノ又第二発電所電気設備更新工事	令和8年度から令和12年度まで	2,575,000千円
北ノ又第三発電所水車発電機他補修工事	令和8年度から令和10年度まで	70,000千円
高森高原風力発電所雪上	令和8年度から令和9年度まで	57,000千円

車購入

稲庭高原風力発電所及び
高森高原風力発電所損害
保険料

令和8年度から令和10年度まで

100,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と附帯事業費用

(2) 営業費用と事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

1,396,863千円

(2) 交 際 費

264千円

令和8年度岩手県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度岩手県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 北上工業団地地内及び岩手中部（金ヶ崎）工業団地の各事業所に対し、次のとおり給水する。

給水事業所数	21事業所
年間総給水量	17,837,915 立方メートル
うちろ過水量	5,584,500 立方メートル
一日平均給水量	48,871 立方メートル
うちろ過水量	15,300 立方メートル

(2) 主要建設事業

事業名	施行場所	事業費	事業概要
北上中部工業用水道建設事業	北上市地内	1,052,779 千円	浄水場工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益	1,350,183 千円
第1項 営業収益	1,120,663 千円
第2項 事業外収益	229,520 千円

支出

第1款 工業用水道事業費用	1,893,516 千円
第1項 営業費用	1,777,891 千円
第2項 財務費用	115,110 千円
第3項 事業外費用	15 千円
第4項 予備費	500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 380,444 千円は、過年度分損益勘定留保資金 167,697 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 212,747 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,452,799 千円
第1項 企業債	2,452,100 千円
第2項 雑収入	699 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,833,243 千円
第1項 建設費	1,052,779 千円
第2項 改良費	1,400,440 千円
第3項 企業債償還金	380,024 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)	(期 間)	(限 度 額)
第二浄水場中央監視制御設備光回線化工事	令和8年度から令和9年度まで	16,000 千円
第三浄水場浄水池他ゲート更新工事	令和8年度から令和9年度まで	37,000 千円
第三浄水場取水口エアチャンバー更新工事	令和8年度から令和9年度まで	30,000 千円
第三浄水場取水ポンプ設備補修工事	令和8年度から令和9年度まで	37,000 千円

第三浄水場沈殿池流出弁補修工事

令和8年度から令和9年度まで

10,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	2,452,100千円	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,453,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 196,911 千円 |
| (2) 交際費 | 50 千円 |

令和8年度岩手県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度岩手県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-------------------|
| (1) 流域関連市町数 | 6市4町 |
| (2) 年間総処理水量 | 71,122,000 立方メートル |
| (3) 一日平均処理水量 | 194,855 立方メートル |
| (4) 主要建設事業 | |

事業名	施行場所	事業費	事業概要
北上川上流流域下水道及び磐井川流域下水道関係建設工事	盛岡市地内ほか	2,709,132 千円	中川汚水中継ポンプ場吐出井制水扉更新工事ほか

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- | | |
|-------------|--------------|
| 第1款 下水道事業収益 | 9,679,216 千円 |
| 第1項 営業収益 | 5,728,936 千円 |
| 第2項 営業外収益 | 3,950,280 千円 |

支 出

- | | |
|-------------|--------------|
| 第1款 下水道事業費用 | 9,627,173 千円 |
| 第1項 営業費用 | 9,271,239 千円 |
| 第2項 営業外費用 | 335,934 千円 |

第3項 予 備 費 20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 900,242 千円は、過年度分損益勘定留保資金 708,524 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 191,718 千円で補填するものとする。）。

収 入		
第1款 資 本 的 収 入		2,709,132 千円
第1項 企 業 債		688,700 千円
第2項 負 担 金		613,932 千円
第3項 補 助 金		1,406,500 千円
支 出		
第1款 資 本 的 支 出		3,609,374 千円
第1項 建 設 費		2,709,132 千円
第2項 固 定 資 産 購 入 費		6,413 千円
第3項 企 業 債 償 還 金		893,829 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)	(期 間)	(限 度 額)
流域下水道管理に係る設備購入	令和8年度から令和9年度まで	34,000 千円
都南浄化センターボイラー棟ほか建築付帯設備更新工事	令和8年度から令和9年度まで	206,000 千円
都南浄化センター2系消化タンク設備更新工事	令和8年度から令和9年度まで	283,000 千円
都南浄化センター2号焼却炉設備更新工事	令和8年度から令和9年度まで	155,000 千円
北上浄化センター監視制御設備ほか更新工事	令和8年度から令和10年度まで	1,087,000 千円

水沢浄化センター細目自動除塵機ほか更新
工事

令和8年度から令和9年度まで

451,000千円

平泉汚水中継ポンプ場自家発電設備更新工
事

令和8年度から令和9年度まで

292,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	688,700千円	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、689,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

211,920千円

(他会計からの補助金)

第10条 流域下水道施設の維持等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、737,666千円である。